45—03　ＰＵＤＴ

当事者系審判及び訂正審判における審決の記載事項

１．審決に記載すべき事項（特§157②、実§41、意§52、商§56①、§68④）

記載事項の詳細及び注意事項は以下のとおりである。

また審決の末尾には審決をした合議体に属する審判官全員が記名押印しなければならない（特施規§50の10、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）（押印代替措置→00—02の２．）。

(1) 審判の番号は無効２０○○－８００○○○などと記載する。除斥又は忌避の審判の場合は単に審判と記載しないで、除斥２０○○－９６０○○○、忌避２０○○－９７０○○○と表示する（→11—01）。

(2) 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所の表示については次による。

審決書における当事者等の表示（→45—10）

代理人の記載不要の事例（→45—11）

(3) 審判事件の表示

ア 審判事件は、その権利の番号と事件の種類（無効、存続期間延長登録無効、訂正、取消、存続期間の更新無効の審判）とを表示し、審決する旨を記載する。

イ 審判事件の表示における権利の表示は、次のとおりに記載する。

特許第○○○○○○○号発明「（発明の名称）」

登録第○○○○○○○号実用新案「（考案の名称）」

登録第○○○○○○○号意匠「（意匠に係る物品）」

登録第○○○○○○○号商標

(4) 審決の結論及び理由

ア 審決の結論（→45—04）

（ア）当事者系審判の場合も査定系審判と同様に請求が不適法で却下される

場合と、本案に入って審理された結果、請求が成り立たない場合と成立する場合とがあるので、その旨と審判費用の負担(→47―01)について記載する。

ただし、請求が成立する場合は、その内容を具体的に記載する(→45―04)。

(イ) 特許、実用新案及び商標においては無効請求の一部を認める審決（全部無効の請求に対し、一部無効とする審決、一部無効の請求に対し、その一部の更にある部分についてのみ無効とする審決）をする場合がある。

（文例）登録第○○○○○○○号商標の登録は指定商品中「○○」につきこれを無効とする。

イ 理由

当事者系審判においては、その権利内容の要旨認定が審理の前提となるほか、出願年月日、特許、又は登録の年月日の明確な認定が必要であるから、この点をまず明記する。

ウ 特許無効審判に訂正請求がある場合の審決

訂正を認める場合は、その旨を審決の結論中に記載し、訂正を認めない場合は、その旨を審決の結論中には記載せず、理由中で記載する（→51―19の３．(3)）。

(5) 審決の年月日

２．審理を併合の上、審決をする場合の注意

(1) 併合した事件の審判番号は上下に並列して記載する。

(2) 審理の併合ができるのは当事者の双方又は一方が同一の場合であるから、その同一でない方の当事者の表示（→１．(2)）は当事者に頭記する「請求人」又は「被請求人」との記載の前に対応する事件番号を記入付加して、例えば「無効２０○○－８００○○○の請求人」のように記載して列記する。

(3) 通常審決における前文中「次のとおり審決する」の前に「併合の上」を記入する。

なお、その権利が異なっている場合には、その権利の表示（→１．(3)イ）を列記する。

（文例）登録第○○○○○○○号実用新案「（考案の名称）」

登録第×××××××号実用新案「（考案の名称）」
の登録を無効とする各審判事件について実用新案法第 41 条で準用する特許法第 154 条の規定によって審理を併合の上、次のとおり審決する。

(4) 審決の結論については、併合した各々の事件ごとに記載する（→45―04 の５．(3)）。審決に一部の審判事件に対応する結論しか記載しなかったときは、脱漏審決となり（民訴§258）、残りの審判事件は、依然として特許庁に係属していることになる（知財高判平 19.10.31（平 18（行ケ）10129 号）参照）ので、全ての事件に対応して各々の結論を記載する。

審決の理由については、併合した事件に共通する事項は事件を特に表示しないで、併合しないときと同様に記載し、併合した事件により異なる事項は、例えば（文例１、２）のようにその事件又は対象物などを特示してそれぞれ記載することが必要である。なお、異なる部分が多いときには審決の簡素化の意味は少なくなる。

（文例１）請求人は甲第１～８号証（ただし、無効２０××－８００×××においては甲第８号証を欠き甲第１～７号証）を提出しているが、……

（文例２）なお、無効２０××－８００×××の請求人は甲第○号証を提出して……と述べており、無効２０××－８００×××の請求人は……と述べて、証人尋問の申請をしているが、しかし……、

(5) 審理を併合の上、審決をしたとしても、各事件で申立てられた全ての理由について判断を示すことが必要である。

「本件審決は，別件審判Ａ事件における無効理由の一つについてのみ認定判断し、審判Ｂ事件についても別件審判Ｃ事件についても、その取消理由につき何らの認定判断もしていないことは，審決書の記載自体から明らかであり，当事者間にも争いがないところである。そうすると，本件審決中の審判Ｂ事件に係る部分に、判断遺脱の重大な違法があることは，明白である。」　（東高判平 14.7.18（平 13（行ケ）79 号）参照）

（改訂 R5.12）